

公売公告兼見積価額の公告

令和7年12月18日

永平寺町長 河合 永充



下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。

公売財産の種類	動産		
公売財産、公売保証金 及び見積価額	別紙のとおり		
公売方法	期間競り売り(別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。)		
公売参加申込期間	令和 8 年 1 月 8 日午後 1 時 0 分から 令和 8 年 1 月 26 日午後 11 時 0 分まで		
公売保証金提供期限	公売保証金なし		
競り売り期間	令和 8 年 2 月 2 日午後 1 時 00 分から 令和 8 年 2 月 4 日午後 11 時 0 分まで		
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上		
最高価申込者決定日時	令和 8 年 2 月 9 日午後 2 時 0 分	最高価申込者決定場所	永平寺町役場
売却決定日時	令和 8 年 2 月 12 日午後 5 時 0 分	売却決定場所	永平寺町役場
代金納付期限	令和 8 年 2 月 12 日午後 2 時 30 分		
買受人についての資格 その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条第1項に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きをした者		
その他	1 「永平寺町インターネット公売ガイドライン」や KSI 官公庁オークションに関する規約、ガイドラインの内容をよくご確認し、同意をいただいた上でご参加ください。 2 公売参加申込期間及び公売期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 3 公売公告に記載されている内容は永平寺町ホームページに掲載されます。 4 徴収金の納付等により、予告なく公売を中止することがあります。		
配当を受ける者の権利の申し出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取得権、留置権の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、申し出てください。			